〇北海道資源管理方針の一部改正について

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第９項の規定に基づき、北海道資源管理方針（以下「道方針」という。(令和２年12月25日公表)）の一部を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

令和４年12月27日

北海道知事　鈴木　直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前（令和４年３月25日一部改正）
第１　資源管理に関する基本的な事項 １　漁業の状況 本道の水産業は、令和３年の生産量が117万トン、生産額が2,550億円、漁業就業者数が約２万５千人であり、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。また、本道の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。 ２　（略） 第２～第７（略） 第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙１－１　さんま」から「別紙１－13　ずわいがにオホーツク海南部」に、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は別紙２に、法第11条第２項第２号の資源管理の目標を	第１　資源管理に関する基本的な事項 １　漁業の状況 本道の水産業は、平成31年・令和元年の生産量で114万トン、生産額は2,388億円にのぼり、生産量・生産額ともに都道府県別第１位の生産となっている。また、漁業就業者数は、約２万５千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本道の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。 ２　（略） 第２～第７（略） 第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙１－１　さんま」から「別紙１－13　ずわいがにオホーツク海南部」に、それぞれ定めるものとする。

定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙３－１　さけ（しろさけ）北海道海域」から「別紙３－19　やなぎだこ北海道海域」に、それぞれ定めるものとする。	
（別紙１－１　さんま） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道さんま漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。） ２　北海道さんまを漁獲するその他漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量	（別紙１－１　さんま） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道さんま漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。） ２　北海道さんまを漁獲するその他漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲

が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） 第３～第５　（略）	量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） 第３～第５　（略）
（別紙１－２　まあじ）　（略）	（別紙１－２　まあじ）　（略）
（別紙１－３　まいわし太平洋系群） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） ２　北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）	（別紙１－３　まいわし太平洋系群） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） ２　北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） 第３～第５　（略）	陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） 第３～第５　（略）
（別紙１－４　くろまぐろ（小型魚）） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道くろまぐろ（小型魚）漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ② （略） 第３～第４　（略）	（別紙１－４　くろまぐろ（小型魚）） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道くろまぐろ（小型魚）漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで ② （略） 第３～第４　（略）
（別紙１－５　くろまぐろ（大型魚）） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道くろまぐろ（大型魚）漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。	（別紙１－５　くろまぐろ（大型魚）） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道くろまぐろ（大型魚）漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ②　（略） 第３～第４　（略）	①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで ②　（略） 第３～第４　（略）
（別紙１－６　すけとうだら太平洋系群～別紙１－11　まさば及びごまさば太平洋系群）　（略）	（別紙１－６　すけとうだら太平洋系群～別紙１－11　まさば及びごまさば太平洋系群）　（略）
（別紙１－12　ずわいがに北海道西部系群） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道ずわいがに北海道西部系群漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） ２　北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで	（別紙１－12　ずわいがに北海道西部系群） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道ずわいがに北海道西部系群漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） ２　北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） 第３～第５　（略）	②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） 第３～第５　（略）
（別紙１－13　ずわいがにオホーツク海南部） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで ②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） 第３～第５　（略）	（別紙１－13　ずわいがにオホーツク海南部） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業 （１）（略） （２）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで ②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） 第３～第５　（略）
（別紙２） 該当なし。	（新設）
（別紙３－１　さけ（しろさけ）北海道海域） 第１　水産資源 さけ（しろさけ）北海道海域 第２　資源管理の方向性	（新設）

資源水準を 2027 年までに回復（来遊資源 2,800 万尾）させることを目指す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－２　さくります（日本系）） 第１　水産資源 さくります（日本系） 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでに用いることとする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－３　からふとます（日本系）） 第１　水産資源	（新設）

からふとます（日本系） 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を 2027 年までに中位以上に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでに用いることとする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－４　まがれい道南太平洋海域） 第１　水産資源 まがれい道南太平洋海域 第２　資源管理の方向性 （地独）北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとす	（新設）

る。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－５　そうはち道南太平洋海域） 第１　水産資源 そうはち道南太平洋海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される高水準の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－６　まつかわ北海道～常磐以北太平洋海域） 第１　水産資源 まつかわ北海道～常磐以北太平洋海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を	（新設）

公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－７　ひらめ北海道（日本海～津軽海峡海域）） 第１　水産資源 ひらめ北海道（日本海～津軽海峡海域） 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を踏まえ、必要に応じて資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－８　ぶり） 第１　水産資源 ぶり 第２　資源管理の方向性 ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（32 万トン付近）以上に維持することを資源管理の方向性とする。	（新設）

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	
（別紙３－９　にしん北海道） 第１　水産資源 　にしん北海道 第２　資源管理の方向性 　国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を踏まえ、必要に応じて資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	（新設）
（別紙３－10　ししゃも道東太平洋海域） 第１　水産資源 　ししゃも道東太平洋海域 第２　資源管理の方向性	（新設）

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を 2027 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－11　きちじオホーツク海南部） 第１　水産資源 きちじオホーツク海南部 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を 2032 年までに中位以上に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を踏まえ、必要に応じて資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）

（別紙３－12　けがに日高海域） 第１　水産資源 　けがに日高海域 第２　資源管理の方向性 　道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2027 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	（新設）
（別紙３－13　けがに釧路西部・十勝海域） 第１　水産資源 　けがに釧路西部・十勝海域 第２　資源管理の方向性 　道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づ	（新設）

き、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－14　けがに釧路東部海域） 第１　水産資源 けがに釧路東部海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2027 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－15　けがにオホーツク海域） 第１　水産資源 けがにオホーツク海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	（新設）

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－16　ほっこくあかえび日本海海域） 第１　水産資源 ほっこくあかえび日本海海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される資源水準を2027年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－17　とやまえび噴火湾海域） 第１　水産資源 とやまえび噴火湾海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される資源水準を2027年までに中水準	（新設）

以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	
（別紙３－18　みずだこ北海道海域） 第１　水産資源 みずだこ北海道海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	（新設）
（別紙３－19　やなぎだこ北海道海域） 第１　水産資源	（新設）

やなぎだこ北海道海域 第２　資源管理の方向性 道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	